

島根県中小企業制度融資要綱第3条第7号の規定に基づく 指定事業活動制限事業者の指定について

三菱マヒンドラ農機株式会社及びリョーノーファクトリー株式会社（以下「三菱農機等」といいます。）の農業用機械事業からの撤退により、影響を受ける県内中小企業の資金繰りを支援するため、島根県中小企業制度融資要綱第3条第7号の規定に基づき、下記事業者を指定事業活動制限事業者に指定しました。

この指定により、三菱農機等と直接あるいは間接的に取引関係を有する企業は、島根県中小企業制度融資要綱に基づく緊急融資「セーフティネット資金」の融資を受けられることになります。

記

1. 指定事業活動制限事業者

事業者名	住 所	事業活動の制限
三菱マヒンドラ農機株式会社	島根県松江市 東出雲町揖屋 667-1	農業用機械事業からの撤退
リョーノーファクトリー株式会社	島根県松江市 東出雲町揖屋 686-1	農業用機械生産事業等からの撤退

2. 指定期間

令和8年3月2日～令和9年3月31日

3. 制度概要

資 金 名	セーフティネット資金
対 象 者	指定事業活動制限事業者(※1)と取引関係（間接的な取引の連鎖の関係にある場合を含む。）にあって、その取引規模が月商の5%以上であり、かつ同社の事業活動の制限を受け、原則として1ヶ月間に売上高等が前年同月比5%以上減少し、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少することが見込まれる中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 ※ 三菱農機等に限る
融資限度額	8,000万円（月商による限度額なし）
資金使途	運転資金
融資期間	8年以内（据置期間1年以内）
返済方法	元金均等分割返済
融 資 利 率	令和7年度 責任共有 年1.35%（固定） 責任共有外 年1.20%（固定） 令和8年度 責任共有 年1.45%（固定） 責任共有外 年1.30%（固定）
信用保証料率	年0.40%～年1.70%
担 保	取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による
連 帯 保 証 人	法人：取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による 個人：原則として不要
取 扱 期 間	令和8年3月16日～令和9年3月31日
申 込 先	商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、 （公財）しまね産業振興財団

【注】市町村長の認定は不要です。

セーフティネット保証の要件を満たし、市町村長の認定を受けた場合も、セーフティネット資金の対象となります（信用保証料率：年0.40%～年0.91%、融資限度額：8,000万円〔セーフティネット保証7号を除き、月商による限度額なし〕）。